

## 令和2年度 生駒市の障がい者福祉の取り組みについて

### 1 第5期生駒市障がい者福祉計画に基づく事業の実施及び第6期生駒市障がい者福祉計画の策定

平成30年度から令和2年度までの3ヵ年の計画として、「第5期生駒市障がい者福祉計画」に基づき各事業等を実施します。また、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年の計画として、「第6期生駒市障がい者福祉計画」を策定します。

### 2 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の環境整備の推進

令和2年4月に施行した「手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」に基づき、手話通訳や筆談を必要とする人と円滑なコミュニケーションをとるため、市役所障がい福祉課の窓口で、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳や筆談のサービスを開始します。

### 3 地域生活支援拠点事業の実施

障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に備えて、生活の上で必要な体験や緊急的支援が受けられるよう平成29年度から事業を開始し、平成30年度には、一人暮らし等の障がい者（登録制）が夕方から夜間に相談できる機能を週3日整備しました。令和元年度には、バリアフリー設備が充実した身体障がい者のための一人暮らし体験場所を身体障がい者のグループホーム（あけびホーム）内に開設しました。また、相談機能も週5日に増やして実施しています。これらの事業の利用が必要な人へ情報が届きやすくなるよう、啓発の方法を検討します。

### 4 基幹相談支援センター等機能強化事業の充実

近年、重度かつ複雑化した相談内容に対応できるよう、令和元年度から市内4か所に委託している「基幹相談支援センター等強化事業（地域の関係機関への指導・助言・連携強化の取組及び地域移行・定着の促進の取組等）」として、地域包括支援センターとの連携強化を図ります。

### 5 障がい者理解・啓発に関する事業の実施

障がい者理解とちょっとした手助けをする「あいサポーター」の養成を行います。また、養成講座では、当事者が体験談を話す機会を設ける等、より障がいの理解を深めることを目指します。（令和2年3月末現在 累計1,428名 今年度累計目標人数1,450名）

## 6 精神障がい者理解・啓発事業の実施

精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域移行定着のための講演会、精神障がい者でピア活動をする人を養成するための講座や、受講後のピア活動としてピア相談（電話相談）等を、地域活動支援センターコスモールいこまに委託して実施します。

## 7 福祉センター改修・整備事業の実施

福祉センター利用者が安全に安心して利用できるよう、経年劣化した施設の修繕と備品の交換等を計画的に行います。



## 県内自治体初！ タブレット端末で遠隔手話通訳サービスを開始 ～市役所窓口でコミュニケーションバリアフリーを進めます～

生駒市は、手話通訳や筆談を必要とする人と円滑なコミュニケーションをとるため、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳や筆談のサービスを始めました。これは、今年4月に施行した「手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」に基づき実施するもので、県内自治体初の取組です。タブレット端末は障がい福祉課の窓口を設置し、必要に応じて各課の窓口で使用もできます。



今後も、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の環境整備を進めます。

### ■来庁者と職員の間をオンラインで翻訳

タブレット端末に映し出された手話通訳者が、来庁者と手話で会話した内容を職員に音声で伝え、職員との会話を手話で来庁者に伝えるものです。

これまで市役所窓口で手話通訳が必要な場合は、手話通訳者を事前予約制で福祉センターから派遣していました。今後は、事前予約がなくてもタブレット端末を利用した手話通訳も選択していただけます。



(写真①)

### ■タブレット等を利用した筆談サービス

音声を文字に変換するアプリを導入したタブレット（写真①）と、書いた文字をワンタッチで消すことができる電子メモパッド（写真②）を導入しました。

これまでの紙やペンを使用した筆談に比べ、よりスムーズな対話が実現します。



(写真②)

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市障がい福祉課（課長 金子、課長補佐 大畑） ☎0743-74-1111(内線 791、792)